

請 願 ・ 陳 情 資 料

平成30年9月19日

警 察 本 部

陳情

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
陳情 30年-17 (30.7.10)	警察	スマートフォンを使用した運転行為の根絶について 鳥取県倉吉市 (個人)	【現状】 警察は、警察法第2条に規定されているとおり、「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ること」を責務としており、県警察として、個人の生命、身体に直接損害を与える交通事故を抑止するため広報啓発・交通安全教育の実施、交通安全施設の整備、交通取締りを行っている。 交通取締りについては、交通事故に直結する悪質違反を重点に行っており、主な違反として、過去5年平均で飲酒運転を約100件、信号無視や横断歩行者妨害等の交差点関連違反を約10,000件検挙する等している。 携帯電話使用等違反についても、前方の安全確認がおろそかになり、重大な交通事故につながる恐れが高い危険な行為であることから、重点的に取締りを行い、年間約4,000件を検挙している。 このような活動を行っている中において、携帯電話使用中の人身事故件数は、昨年第8件、本年7月末時点で4件発生しており、いずれも全人身事故の0.8%の割合となっている。 【取組状況】 県警察として、交通事故を抑止するための対策として、各種の交通違反取締りと併せて、広報啓発活動を行っており、携帯電話使用等違反についても、取締りの他、県警察のホームページや広報紙、交通安全教室や県等関係機関と連携した各期の交通安全運動期間中の広報活動、マスメディアを通じた広報等あらゆる機会を活用した広報啓発活動を行っている。 特に本年2月には、過去10年間の交通事故の状況を分析し、携帯電話使用時による死亡・重傷事故の割合が、非使用時より高い等、危険な行為であるとの分析結果を資料化し、マスメディアを通じて広く県民に注意喚起を行っている。